

西条市農業委員会 令和5年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和6年1月5日(金) 午後2時00分から午後2時33分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番 徳永 耕治
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	20番 宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	21番 余吾 秀利
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番 岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博	
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ	

○欠席者氏名

16番 曾我部英樹 24番 宇野 嘉秀

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二
	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	29番	小倉 謙治
	9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎	30番	日野 貴文
	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭		
	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

3番 加藤 武司 21番 高橋 寿夫

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第10回西条市農業委員会総会を開催いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、ただ今より、令和5年度 第10回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いをいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。武田弘文委員、武田喜義委員の両委員をお願いをいたします。

議 長 本日の欠席届が出ておりますのでご報告いたします。農業委員からは、16番 曾我部英樹委員、24番 宇野嘉秀委員の2名、また、農地利用最適化推進委員からは、3番 加藤武司委員、21番

高橋寿夫委員の2名でございます。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 まず、議案書の3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

113号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

115号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

116号、117号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

118号、119号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

120号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

121号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏の農地に排水管を埋設する区分地上権を設定しようとする申請でございます。

122号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏の農地に排水管を埋設する区分地上権を設定しようとする申請でございます。

123号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

124号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

125号、128号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏及び〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

126号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

127号は、〇〇の 〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

129号は、〇〇の〇〇株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

130号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

131号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

132号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

133号は、〇〇の 〇〇氏が、父である〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

134号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

135号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上23件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から23件の説明がありましたが、113号、116号、117号及び134号は新規就農案件であり、これらの就農者について、事務局より一括して報告いたします。

事務局 事務局より報告させていただきます。

113号、116号、117号及び134号について報告いたします。

113号は、〇〇の 〇〇氏、〇歳、〇〇の農地677㎡、116号及び117号は〇〇の 〇〇氏、〇歳、〇〇の農地472

m²、134号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳、〇〇の農地670 m²をそれぞれ買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、〇〇氏はブルーベリー及びラズベリー、〇〇氏はさつまいも、〇〇氏は季節野菜です。

〇〇氏は、本業である瓦の仕事が減少傾向にあり、また夏場の屋根の上での作業が過酷なことから、夏場に集中して行えるブルーベリー栽培を検討していて、2年前から〇〇にある〇〇農園にて栽培を学んでいたところ、農園の一部を売却する話があったため、就農する決意に至っております。〇〇農園は、ふるさと納税の返礼品、ブルーベリー狩り、顧客への発送等を行っておりますが、この発送業務部門を〇〇氏が引き継ぐこととなります。JAへの出荷、顧客への販売目的であることから、地元の推進委員である寺田昌直委員との面談を12月5日に実施しております。

〇〇氏は〇〇機械の役員であり、空いた時間を利用して行います。

〇〇氏は15年前から自宅敷地内で野菜を栽培しておりましたが、敷地内で栽培できる野菜の種類に限度があるため、定年後に知人から畑を借りていました。本来なら農地取得を希望してはいたのですが、下限面積の要件で断念していました。今回、下限面積の撤廃に伴い、新規就農に至りました。〇〇氏は現在、取得する農地で、すでに栽培を始めております。

〇〇氏については、その他、西条市での営農等について指導し面談を終了しました。〇〇氏及び〇〇氏とも今後規模拡大する予定はなく、家庭菜園です。三者とも就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、まず113号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員

113号、114号 問題ありません。

115号 問題ありません。

116号、117号 問題ありません。

118号、119号、120号 問題ありません。

121号、122号は排水管の埋設なんですけど、それぞれの所有者が、それぞれで配管をするということにして、後で問題のないようにということだけ念を押して、問題ありません。

123号 問題ありません。
124号 問題ありません。
125号 問題ありません。
126号 問題ありません。
127号、128号、129号 問題ありません。
130号、131号 問題ありません。
132号 問題ありません。
133号、134号 問題ありません。
135号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは別段問題がないということではありますが、
ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、以上23件を原案どおり
許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 続いて、農地法第4条関係、議案書については9ページになります
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の
決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

15号は、〇〇の株式会社 〇〇が、露天駐車場及び通路並びに
プレハブ冷蔵庫敷地に転用しようとする申請でございます。

16号は、〇〇の 〇〇氏が自己住宅を建築するため、本申請
に係る自己所有地61㎡に、後ほどご審議いただきます議案第3号
農地法第5条関係、116号に係る申請地を一体として住宅敷地に
転用しようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。
ただ今2件について説明がございましたが、15号から順次、地

元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 15号 問題ありません。
16号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
2件とも地元委員さんの方からは問題ないということでございますが、この2件について、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法5条関係、議案書につきましては11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。
106号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
107号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
108号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
109号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建築しようとする申請でございます。
110号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、店舗併用住宅を建築しようとする申請でございます。
議案書13ページをご覧ください。
111号は、〇〇の 〇〇氏ほか1名が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

す。

112号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、納骨堂を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、昭和30年頃に譲渡人である〇〇氏の父親が申請地に農地転用の許可を受けることなく農業用倉庫を建築していたもので、譲渡人の〇〇氏からは「農地法の許可を得ないままであったことにつきましては、誠に申し訳ございません。以後このようなことがないよう農地法の手続きを遵守いたします。」との始末書が提出されております。

113号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

115号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書14ページをご覧ください。

116号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は、先ほどご説明しました議案第2号4条転用関係の16号に関連した案件であり、自己所有地と一体となって住宅敷地に転用しようとするものでございます。

117号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

118号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

以上13件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました13件でございますが、まず、106号より地元の委員さんの意見を伺いたしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員

106号 問題ありません。

107号、108号 問題ありません。

109号 問題ありません。

110号 問題ありません。

111号 問題ありません。

112号 問題ありません。
113号 問題ありません。
114号 問題ありません。
115号 問題ありません。
116号 問題ありません。
117号 問題ありません。
118号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからも別段問題はないということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上13件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画 変更関係

議長 次に、議案書15ページになります議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をいたします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。
位置図及び地番図は17ページから18ページになります。
15号であります。申請人である〇〇氏及び〇〇氏は、現在、新居浜市内の賃貸住宅で生活しておりますが、現在の住まいが既に手狭になってきていることに加え、来夏には子どもが誕生する予定であることから、〇〇氏の両親が住んでいる西条市内で自己住宅の建築を検討した結果、〇〇氏の母親が所有する申請地以外に適地がないため、農用地区域からの除外をしようとするものでございます。
16号であります。申請地は、国営緊急農地再編整備事業道前平野地区（安用換地区）の事業実施に伴い、非農用地として換地を受けることとなっておりますが、当該事業完了前に農業用倉庫を建築する必要があることから、農用地区域からの除外をしようとするものでございます。

申請地には、既に農業用倉庫が建築されており転用違反となっておりますが、これは事業完了後に換地を受けることとなっております〇〇の 〇〇 氏の祖父が約60年前に建築したもので、〇〇氏からは、「農地法の認識不足とはいえ手続きを怠っていたことについては大変申し訳なく、反省しております。以後このようなことがないように関係法令を遵守いたします。」との始末書が提出されております。また、既存の倉庫については取り壊し、新たに農業用倉庫を建築するとのことであります。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました2件であります、15号、16号について、地元の委員さんのご意見をいただきたいと思ます。
よろしくお願をいたします。

地区委員 15号 問題ありません。
16号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
2件とも地元の委員さんからは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書19ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正

する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書22ページから59ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、227件、面積は、73万1,262㎡となっております。そのうち、所有権移転は、8件、面積は、3万748㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がございました内容について、委員の皆さんからご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 最後になりますが、議案書60ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和5年11月3日から令和5年12月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を120件、農地法施行規則第29条第1号届出3件を受理するとともに、2件の非農地判断を行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がございましたが、これに対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

一色達夫委員 議長。

議長 はい、一色委員。

一色達夫委員 86ページの農地法施行規則該当転用届出についてお伺いしますが、これは4条の転用届とどう違うんでしょうか。

議長 一色委員さんからの質問について、回答をお願いします。

事務局 これらは、農地法施行規則第29条第1号に基づき、自己所有の農地を農業用施設に供する場合の2アール未満の転用に関するものです。なお、農地法第4条の転用届とは、市街化区域内の自己所有の農地を転用する場合の手続きとなります。

一色達夫委員 届出して農業施設として利用されていることを確認するということは農業委員の仕事としてあるわけでしょうか。

事務局 届出をしてもらい工事が完了した後に農地転用の確認のため、完了確認願を提出してもらうことになっておりまして、この確認は事務局の方で行います。

議長 この件に関しては、農業委員さんが確認しなくてもかまわないという解釈でいいんですよね。

事務局 はい。

議長 わかりました。一色委員さん、よろしいでしょうか。

一色達夫委員 はい。

議長 ほかにございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、報告承認案件については以上で終了させていただきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんから何か意見がございましたらお受けしますが。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、本日の総会はこれにて閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年1月5日 午後2時33分